

(諮問案件38号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

平成12年度 第12-2008号の建築確認申請書を一部非公開とした実施機関の判断は妥当である。

### 第2 経過

- 1 平成15年(2003年)12月11日、異議申立人は、長野県情報公開条例(以下「本件条例」という。)に基づき、「上伊那郡南箕輪村3222-6における平成12年度 第12-2008の建築確認申請書一式」について、公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- 2 同年12月25日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件公開請求に対して、次の事項について非公開とする一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行って、異議申立人に通知した。
  - (1) 申請書第2面第2欄中、担当者の氏名を記載した部分
  - (2) 第4面第14欄(居室の床の高さ)
  - (3) 第5面第3欄(柱の小径)、第4欄(横架材間の垂直距離)、第6欄(居室の天井の高さ)
  - (4) 申請図面中、平面図、内装仕上げ、矩計図
- 3 平成16年2月23日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、一部非公開決定処分の取り消しを求めて、本件実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

公開請求をした建築確認申請書は、異議申立人が(株)〇〇〇〇〇の取締役副社長をしている時に、(株)〇〇〇〇〇一級建築士事務所で設計し代理申請した書類である。会社の設計図が紛失してしまい、施工後の監理に問題が起きた為に設計図が必要となり、開示を請求したものである。

## 第4 実施機関の理由説明の要旨

### 1 本件公文書について

本件公文書は、建築基準法第6条第1項の規定により、建築物に関する工事の請負契約の注文者である建築主が建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定等に適合するものであることについて、確認の申請をするための文書である。同法第93条の2及び同法施行規則第11条の7（現行第11条の4）の規定により、当該確認に関する書類のうち建築計画概要書については、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないことになっている。

### 2 本件条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

非公開とした部分は、本件条例第7条第2号に規定する、個人に関する情報である。本件公文書は特定の建築確認申請について公開請求がされたものであり、当該閲覧制度により建築主を確認することは容易であるため、いずれの部分も個人を識別できる情報に該当する。

しかし、非公開以外の部分については、当該閲覧制度により、又は建築物の外部から観望することにより、誰もが容易に確認することができるため、本件条例第7条第2号ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると判断した。

### 3 異議申立人の主張に対する反論

異議申立人は、設計者及び代理人が所属していた法人の役員であり、「設計図を紛失してしまい、施工後の監理に問題が起きた為に必要」であることを異議申立ての理由としている。

しかし、本件条例5条に規定する公文書公開請求権は、何人に対しても等しく認められる権利であり、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記載されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の公開決定等の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、異議申立人の主張は、本件非公開情報を公開しなければならないとする理由に当たらないと考えられる。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件公文書について

本件公文書は、建築基準法第6条第1項の規定により、建築物の建築主が提出する建築確認申請書と、付属図面（公図の写し、平面図及屋根伏図、配置図及案内図、矩計図、詳細図、立面図）である。このうち建築確認申請書に記載された建築主代理者における担当者名、居室の床の高さ、柱の小径、横架材間の垂直距離、居室の

天井の高さ、平面図中の内装仕上げに関する記述、矩計図・詳細図中の屋根の構造、外壁の構造及びドアの構造に関する記述が、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開とされたものである。

## 2 本件条例第7条第2号該当性

### (1) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定個人を識別することができないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開と規定している。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報（ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報（同イ）、公務員の職・氏名・職務の内容で個人の権利利益を不当に害さないもの（同ウ）は公開するものとされている。

### (2) 建築確認申請書について

ア 建築確認申請書には、建築主の氏名、住所等が記載されていることから個人が識別される情報に該当する。しかし、建築基準法第93条の2及び建築基準法施行規則第11条の7（処分当時、現在は改正により第11条の4）は、建築計画概要書の閲覧請求があった場合、これを閲覧させなければならないと定めていることから、建築計画概要書と重複している記載内容と、建物の外部から観望することにより誰もが容易に確認できる記載内容については、本件条例第7条第2号ただし書アに該当するとして本件実施機関は公開としたところである。一方、建築確認申請書に記載された建築主代理人における担当者の姓、居室の床の高さ、柱の小径、横架材間の垂直距離、居室の天井の高さについては、公にされている事実が認められず、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開としている。

そこで、当該非公開部分の本件条例第7条第2号ただし書アの該当性を検討する。

イ 本件建築確認申請書（以下、本件申請書）には、建築主の代理人として建築士の氏名、建築士事務所名、所在地、電話番号等が記載項目として掲げられているが、本件公文書においては通常の記載項目の欄外に「担当 ○○」との記述が認められる。当該箇所には「担当」という記載に加えて「姓」が書かれており、少なくとも本件申請書に記載された建築士事務所の従業員など関係者であることは確認できるものの、その身分等を記載内容から判別することができない。したがって当該箇所のみからは公にされている事実が認められず、本件

条例第7条第2号ただし書アに該当するとは認められない。またその他のただし書のいずれにも該当しないことから、本件実施機関の決定は妥当である。

ウ 本件申請書のうち、居室の床の高さ、柱の小径、横架材間の垂直距離、居室の天井の高さは、一般に公にされているものではなく、また通常的手段をもって一般に知りうるものではない。したがって、当該部分について本件条例第7条第2号ただし書アに該当せず、またその他のただし書のいずれにも該当しないことから、非公開とした本件実施機関の決定は妥当である。

### (3) 平面図、矩計図・詳細図について

平面図には、建物の間取り、窓やドア、床材、壁材など内装に関する記載がある。また矩計図・詳細図には、内装・外装に用いる材料、屋根や基礎の構造などについての記載があり、本件実施機関は本件条例第7条第2号を理由に非公開としたところである。

平面図等は建築確認申請書に添付されたものであることから、個人が識別される情報の一部を構成しており、本件条例第7条第2号に該当する情報と認められる。そこで、同号ただし書への該当性を検討する。

建物内部の間取りや構造、内装・外装に用いる材料は一般に公にされるものではなく、また通常的手段を持って一般に知りうるものではないことから、本件条例第7条第2号ただし書アに該当するとは認められない。また、その他のただし書のいずれにも該当せず、本件実施機関の決定は妥当である。

平面図には、窓やドア、換気扇の位置など外観から容易に知りうるものの記載が認められる。しかし、これらの情報は非公開情報である建物の間取りと密接に関連しており、非公開部分と容易に区分して除くことができないことから、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開とした本件実施機関の決定は妥当である。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件申請書は自らが代理申請を行ったものであり、設計図を紛失してしまったため、施工後の監理に問題が生じたため本件公文書が必要であると述べている。

本件条例は、何人にも公開請求をする権利を認めるものであり（第5条）、請求者が誰であるかを問わずに公開・非公開を判断するものである。したがって、当審査会は申立人固有の事情を考慮して判断することはできない。

## 4 結論

以上により、審査会の結論の通り判断する。

## 第6 審査経過

平成16年(2004年) 3月16日 諮問

4月19日 審議

12月 8日 実施機関の意見陳述

(なお、異議申立人は意見書を提出せず、意見陳述を希望しなかった。)

平成17年(2005年) 7月25日 審議

8月25日 審議

9月 8日 審議

9月30日 審議

10月11日 審議終結